

平成 29 年度「愛知県保育士キャリアアップ研修」にかかる

一部科目修了者に対する取扱いについて

一般社団法人

愛知県現任保育士研修運営協議会

愛知県から本研修運営協議会が業務委託を受け、国の定める『保育士等キャリアアップ研修ガイドライン』に基づき、平成 29 年度「愛知県保育士キャリアアップ研修」を実施しているところですが、病気等のやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合について、下記のとおり取り扱うことになりました。

このため一部の科目の欠課・欠席があつた場合も、受講した科目については有効となり「一部科目修了」扱いとなります。この扱いは既に終了した科目においても適用となります。

記

- 病気等のやむを得ない理由により研修の一部を欠席し、15 時間の履修ができなかった場合、修了部分の取扱いについては一部修了とみなし、一部科目修了証を交付します。
- 「科目」とは、国の『保育士等キャリアアップ研修ガイドライン』（別添 1）「分野別リーダー研修の内容」に記載されている各分野の「内容」欄に記載の各項目単位とし、一項目あたり 3 時間です。
- 一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の 3 月 31 日までとします。
- 一部科目修了証の効力は、有効期限内において本県が実施する同一分野の研修を受講する場合に修了科目の受講を免除するものです。
- 各分野の 3 日間の研修終了後、研修修了者には、県が「修了認定」又は「一部科目修了認定」を行い、研修終了後から 3 週間前後で修了証等を研修運営協議会が郵送します。